

もしもの災害に備える！

●問い合わせ 役場総務課 地域安全係 ☎096(293)3111

私たちが経験した平成28年熊本地震に代表されるように、災害はいつ起こるかわかりません。そして、災害発生時にできることは限られています。日々の生活の中で備えることと、災害が起こったときのための心構えはできます。もう一度、おさらいして地震に備えましょう。

「遭」ったら困る 困る前に備えましょう

家や職場の危険度チェック

- 非常口や通路に物を置かない
- 棚などの上に物を置かない
- 寝室に転倒防止対策をしていない家具を置かない など

地域の危険度チェック

- 町のハザードマップなどを確認して、自宅周辺や避難所までの道に危険がないかを確認しておく

家族の連絡手段を決める

- 電話ができないときのための連絡手段を決めておく
- 連絡がつかないときのために集合場所を決めておく

非常用持ち出し袋をチェックしましょう

- 災害時に持ち出しやすい場所に備えましょう。
 - 食料3日分 (レトルト食品、缶詰、お菓子、インスタントラーメン など)
 - 飲料3日分 (1人1日3リットル)
 - 救急医療品
 - 懐中電灯・ロープ
 - 携帯ラジオ
 - 衣類 (下着類など)
 - 現金・貴重品
- ※内容は一例です



町が発令する避難情報に注意しましょう

- 最新情報をラジオやインターネットなどで必ず確認し、危険を感じたら自主避難をしましょう。



- ▶いつでも避難できるように準備。また、避難に時間がかかる人は避難を開始しましょう。
- ▶避難所などの安全な場所へ速やかに避難しましょう。
- ▶直ちに避難しましょう。外出が危険な場合は自宅内の安全な場所に避難しましょう。

想定外を想定内に 訓練に参加しませんか？

災害時に行動をとるには訓練が必要です。いざというときのためにも参加しませんか。

大津町総合防災訓練

10月28日(日)

時間 午前9時から

場所 大津小学校

町では毎年10月に防災訓練をしています。防災に関して町民一体となって考えることができる日です。ご参加よろしくお願いたします。

- 内容 【第一部】午前9時から……各行政区の避難所を中心に訓練開始。
- 【第二部】午前10時30分から…大津小学校で町の避難所開設と運営訓練。消防車両展示 など

※内容については変更になる可能性があります。

シェイクアウト訓練

11月1日(木)

時間 午前10時ごろ

場所 その時にいる場所

シェイクアウト訓練とは地震を想定した訓練で、防災無線を利用したサイレンをきいて安全行動を行うものです。その場で行う簡単な訓練です。災害時の一瞬の判断力を身につける訓練です。ぜひ、参加してください。

シェイクアウト訓練は
3つの安全行動を
“その場”で行うだけ!



平成28年熊本地震
大津町・被災支援のまとめ

平成30年
9月12日現在

被災宅地復旧への支援

復興基金による支援

被災者に対して被災宅地の復旧に関する経費の一部を支援します。詳しくはお問い合わせください。

- 対象 のり面の復旧工事、擁壁の復旧工事、住宅基礎の傾斜修復工事、地盤の復旧工事など

●補助額 (次の式で計算した金額)
(工事費 - 50万円) × 2/3

※対象工事費は1,000万円が限度

宅地耐震化推進(拡充)事業

小規模な盛土造成宅地の滑動崩落の防止や、避難路(道路)などを保全するため、

地震により被害を受けた宅地擁壁被害の対策を支援します。詳しくはお問い合わせください。

- 対象 避難路(道路)などに影響する擁壁の復旧工事
- 要件 (次のすべてに該当すること)

- ①盛土の高さが2m以上
- ②盛土の上に家屋が2戸以上
- ③盛土が避難路(道路)、鉄道、河川に面している
- ④擁壁が壊れている(ひび割れや目地詰りなどの補修ではない)
- ⑤復旧工事に着手していない

●問い合わせ 役場都市計画課 ☎096(293)4011

戸建木造住宅の耐震診断

県内にある戸建木造住宅の所有者を対象に住宅の耐震診断をするときの耐震診断士の派遣補助を県が行います。必要書類や、詳しい内容についてはお問い合わせください(費用には別途振込み手数料が必要)。

- 対象者 住宅所有者

●対象建築 (次のすべてに該当すること)

- ①戸建木造住宅で居住中のもの
- ②従来軸組工法、枠組壁工法または伝統的構法で建築、地上3階以下のもの
- ③昭和56年5月31日以前に着工したもの または昭和56年6月1日以降に着工したもので「平成28年熊本地震」により被災したことが確認できるもの
- ④建築基準法の違反がないもの
- ⑤他の補助制度などによる補助金交付を受けて耐震診断を行っていないもの

●診断費用

- ・住宅の図面(※)がある場合 申請者負担額 5,500円
- ・住宅の図面(※)がない場合 申請者負担額 19,000円

※住宅の図面とは：現況と図面が一致し、寸法、筋かい・仕様が明示してあるもの。

●問い合わせ 役場都市計画課 ☎096(293)4011

土砂災害特別警戒区域内への支援

土砂災害特別警戒区域(以降レッドゾーン)内の人には、移転費用の一部を支援し、移転が難しい人へは、現住宅再建に必要な住宅補強費の一部を支援します。

- 対象者

レッドゾーン内の住宅に区域指定前から住み、「平成28年熊本地震」の居住者用り災証明書が「全壊」、「大規模半壊」で、再建(移転・建て替え)が必要な人。

●補助金額

- ①住宅移転費支援事業
 - 交付条件 これまで住んでいた住宅の処分、県内のレッドゾーン外への移転
 - 補助限度額 一戸あたり300万円
 - ※住宅除却費、移転経費、住宅建設・購入費、賃貸住宅に入居する際の賃貸(1年間)などが含まれます。
- ②住宅補強支援事業
 - 補助対象になる経費
 - ・レッドゾーン内での建て替えまたは部分建て替えに必要な住宅補強工事費用とその設計費用

○補助限度額 一戸あたり150万円 (対象経費の1/2相当額)

- 問い合わせ 役場総務課 地域安全係 ☎096(293)3111

保証人不在被災者支援事業

応急仮設住宅などから民間賃貸住宅へ入居を希望している人が、保証人などがいないために賃貸契約ができない場合、民間企業が提供する「見守りサポート」への契約費用を1世帯あたり10万円助成します。

対象者や入居支援の流れなどはお問い合わせください。

※見守りサポートとは：契約することで保証人が見つからない被災者が民間賃貸住宅へ入居できるようにするものです。

- 問い合わせ 県すまい対策室 ☎096(333)2821

固定資産税軽減

被災代替家屋・償却資産特例

被災して滅失または、解体した家屋などの代わりに新たに取得した家屋や償却資産がある場合、翌年から4年度分固定資産税が軽減されます。

対象となる人は申請が必要です。必要なものなどはお問い合わせください。

●問い合わせ 役場税務課 固定資産税係 ☎096(293)3117